

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年3月8日（水）午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	松下 太葵 君	委員	藤田 直仁 君
委員	松枝 正浩 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	仮屋 国治 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	野村 和人 君	委員外議員	山口 仁美 君
-------	---------	-------	---------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

企画部長	出口 竜也 君	地域政策課長	藤崎 勝清 君
地域政策課主幹	今村 伸也 君	地域政策課主任主事	松元 聖哉 君
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
環境衛生課長	末松 正純 君	市民活動推進課主幹	山口 留美子 君
環境衛生課衛生施設グループ長	四本 久 君	環境衛生課衛生施設G主査	豊住 忠幸 君
溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長	堂平 幸司 君	溝辺総合支所地域振興課主幹	宗像 茂樹 君
溝辺総合支所地域振興課サブリーダー	秋窪 貴洋 君	溝辺地域振興課主査	山野 茂洋 君
土木課長	西元 剛 君	土木課道路整備第1グループ長	徳重 和博 君
土木課主任技師	戸越 誠也 君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第4号 霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第10号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について

議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

議案第13号 議決事項の一部変更について（工事請負）

議案第15号 伊佐北始良環境管理組合同規約の一部改正について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前8時58分」

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る2月27日の本会議で、当委員会に付託されました議案5件の審査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。それでは、早速ですが、現地調査に向かいます。現地説明は、議案資料を使って行いますので、議案資料をお持ちください。それでは、現地調査のた

め、しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時00分」

「再開 午前10時28分」

△ 議案第4号 霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。現地調査お疲れさまでした。それでは、室内審査を行ってまいります。まず、議案第4号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○溝辺総合支所長（堂平幸司君）

議案第4号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。霧島市ケーブルテレビのインターネットサービスは、南九州ケーブルテレビネット株式会社（以下「MCT」という。）へ業務委託し、溝辺地区の住民に提供しており、通信速度及び使用料については、国分・隼人地区のMCTエリアと同速度・同額としています。近年、光通信回線の普及により、回線契約数が減少するなど、MCTのインターネットサービスの在り方を検討してまいりました。このような中、「MCT」が国分・隼人地区のケーブルテレビのインターネットサービスを令和6年9月に廃止する意向を示していることから、溝辺地区においても令和6年3月31日をもって廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回MCTのほうが、サービスを来年の9月に廃止をするという意向を示しているということですが、まず現在インターネットサービスを利用している利用状況、そしてそれによる財政収入、その辺がどういうふうになっているかをまずお示しを。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（秋窪貴洋君）

今、宮内委員から話のありました、まず利用状況について御説明いたします。光回線につきましては、令和3年10月に溝辺地区にも光回線を導入したことにより、その時点での加入者数は551件ありました。その後、民間の光回線、このNTTの光回線を利用したことにより、毎月10件から20件程度ずつ減少しておりまして、令和5年3月の時点で275件という形になっております。ですので551件から275件に減少したということで約半分に減少している形になっております。今後もこのような減少の傾向は続いていくというふうに思われます。続きましてもう1点目の財政措置につきまして、インターネットの使用料につきまして頂いているところなんですけれども、それにつきましてインターネットの使用料からMCTにインターネットサービスの委託料を支払いした差額というのが1軒当たり220円。かける12か月ということで計算しますと1軒当たり2,400円の減少幅となっております。これにつきまして例えば100軒減る場合に、年間で約24万円減少するといった形になります。なのでこちらが200軒、300軒減るといった形になりますと財政収入につきましてもその差額が減少していくといったような形になります。

○溝辺総合支所長（堂平幸司君）

すいません補足で。今年の3月補正におきまして、委託料につきましてインターネットの部分の委託ですが、2,430万円程度計上していたんですが3月補正で1,596万円程度。約834万円程度減額ということでお願いしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

MCTのほうが事業を取りやめるということで、前にも廃止をするというようなことだろうと思うんですけど。ほとんど別の会社のほうに移行するということになるのかなっていうふうに思うんですけども。それはもうあくまでも個人の判断に任せるのか、こういうこの条例の廃止によって、市として何らかの対応を利用者の方々に求めていくというような形で手だてをとるのか、その辺はどんなふうに考えていらっしゃるのですか。

○溝辺総合支所長（堂平幸司君）

先ほど申しあげましたように3月時点で275件、まだ契約されていらっしゃるということですので、来年、令和5年度を周知期間といたしまして、その方々へこのようになりますよということでお知らせをしまして、移行していただくようにしたいと考えております。なお、MCTのほうも随時、個別で今インターネット契約している方々に、終わりますよということ周知をしているみたいですので、一応そのような形を住民の契約してる方にはとりたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

MCTも当然そういう動きをするんでしょうけど、市としても早い段階で、こういう事業の廃止ということで取り組んでいくんだということを当然周知しなきゃいけないんですけども、それは広報紙の活用であるとか、あるだろうと思いますが、ただ275件ということでもう限定をされてますので利用者は、そういう方に直接届くような形っていうのも考えられるのかなというふうに思いますけど、その辺は。

○溝辺総合支所長（堂平幸司君）

275件をということで、今時点でもインターネットを解約されてる方もいらっしゃいますので、この数字もまた減ってきてる状況なんですけど、個別に通知をしまして早い段階でお知らせしたいと考えているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

MCTが廃止する意向を示しているという表現なんですけれども、決定される時期とかそういうものは把握されていらっしゃるんですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（秋窪貴洋君）

こちらのインターネットの廃止につきましては、溝辺総合支所地域振興課とMCTとDX推進課を通じて何度か話し合いをしてきたところです。MCT側も霧島市内にも光回線が全て入ったということで、国分隼人につきましてもその回線を借りて、もうすでにMCTのインターネットは件数がどんどん減っている状況で、MCT側も霧島市内に光回線が入ったらそれを借受けた形で、国分隼人と同様に溝辺も辞めたいといったことを承諾しているところです。先日、話し合いをしたときにも実際令和6年9月にMCTが辞めるということで、うちのほうで令和6年3月末をもってやめるということで少し時期的には早くなるんですけども、そちらのほうもMCTのほうで承諾をいただいているといった状況になります。

○委員（仮屋国治君）

参考までに、光回線とケーブルを使った場合のインターネット使用料ですか、比較したらどのような状況なんですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（秋窪貴洋君）

今、溝辺町のインターネットの使用料金については、メガ数で区切られているんですけどもそれを申し上げます。まず、1番低い速度の5メガについては2,860円。次に、10メガにつきましては3,740円。次の30メガにつきましては4,620円。そして1番早い120メガについては5,170円。法人対象向けについては120メガで7,700円となっております。それから、MCTにつきましては、光回線の金額につきましては1ギガという形で、1番早い120メガよりだいぶ早いスピードになるんですけども、こちらについては溝辺町民につきましては月額4,950円。そういった形になっております。実際120メガの5,170円の方については安くなる。そして遅い5メガについては2,860円から少々高く

なるといった金額になります。

○委員（前島広紀君）

ちょっとお尋ねしたいんですけども、附則のところ、この条例は令和6年4月1日からあるんですけどもまだずっと先の話なんですけど、何でこの時期に出されたのか何か理由があるわけですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（秋窪貴洋君）

やはり、この令和6年3月31日になった理由としましては、先ほど宮内委員から説明がありました周知期間がやはり必要であります。現在275軒残ってるんですけども、そちらも急にやめるわけではなくて、工事につきましても大体MC Tに確認したところ、ひと月に大体、工事ができるケースが10件から20件ぐらいと聞いておりますので、それを段階的にやめるということで周知期間を含めて、この1年先の終了期限を設けたといった具合になります。

○委員長（宮田竜二君）

委員外議員から申出がありましたけれども許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○議員（山口仁美君）

確認なんですけれども、今ケーブルインターネットサービスは回線自体をケーブルの回線を使っているわけなんですけれども、これが光に比べると大分遅いのかなというところでこのケーブル、MC Tのほうがケーブルの回線自体を改修するということを考えていらっしやなくて、今回この光回線のほうに切替えていかれるっていうそういう会社の判断をされたのかなというふうに思うんですけどそれはそのように理解してよろしいですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興・教育グループ主査（山野茂洋君）

こちらMC Tのほうが同軸ケーブルを使ったインターネットを廃止したいということ言ってる理由の中で、やはりメーカーにおいて機器の製造が終了また修理も行っていないというようになってきているということです。つきましてはもう古くなってきた設備を変えるということもなかなか難しいということで、サービス提供設備の保守も難しくなっているということで、もう、今、通信速度も速くなって光も入ってきておりますので、もう、同軸ケーブルを使ったインターネット廃止するというふうに理由を挙げておりました。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。ないようですので、これで議案4号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時44分」

「再開 午前10時51分」

△ 議案第10号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第10号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

それでは、議案第10号「霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例」の一部改正について、説明いたします。議案集の18～19ページをご覧ください。移住定住促進補助制度につきましては、平成20年度から中山間地域等への移住促進を主な目的として取り組んでいるところです。今回の条例の一部改正については、補助対象期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日とし、当該補助制度の延長を図ることにより、移住定住を引き続き促進するため、本条例の所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、地域政策課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますよ

うお願い申し上げます。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

それでは、議案第10号「霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例」の一部改正の詳細について、ご説明いたします。本定例会議案の18～19ページ、一部改正条例新旧対照表の17～18ページです。本市は、平成20年度に移住定住促進補助制度を創設し、これまでの間、若年・子育て加算金やアパート・公営住宅入居者への家賃補助の拡充など、補助制度の充実を図るとともに、移住体験ツアーや都市部での移住相談会の開催等を通じ、移住定住を促進しているところです。今回の改正については、令和2年度に見直しを行った現行制度における補助対象となる期間の延長を図ることにより、引き続き移住定住を推進するものです。具体的な改正内容について、新旧対照表の17～18ページをお開きください。第2条は「用語の定義」を定めており、期間の延長に伴い、第3号の転入定住者、第4号の転居定住者の補助対象となる期間を変更するものです。また、附則について、本定例会議案の18～19ページをご覧ください。附則につきましては、条例の施行期日前後における対象者に対する経過措置を定めています。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

基本的には現行制度をそのまま期間を3年間延長するというものかなというふうに思うんですけど。本会議でも木野田議員のほうから移住定住促進の事業の成果等の質問があったところですが。令和4年度で59世帯156人とかいう答弁があったかと思えますけど。実際に頂いているこのカラー刷りの事業のそれぞれの件数というのをちょっと説明してもらえませんか。例えば令和4年度でも、令和3年度でも結構ですけど。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

令和4年度なんですけれども5月1日、令和5年5月末現在なんですけれども、1月末現在を報告します。新築につきましては、世帯数が27、中古、令和4年度、はい。中古が6、増改築が1、中古プラス増改築が13、賃貸が12の合わせて59件となっております。

○委員（宮内 博君）

そうしますといわゆる後段の部分の子育て加算金、若年加算金、家賃補助ですね。これらの実績はなかったということで理解してほしいですか。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

家賃補助金に関して賃貸と私先ほど申し上げたんですけれども、家賃補助金の分の件数については12件という形になります。加算金については21件です。若年子育て加算金については21件になります。

○委員長（宮田竜二君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前10時59分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

○委員（仮屋国治君）

部長口述で中山間地域等への移住促進を主な目的として取り組んでいるということがあったわけなんですけれども、この歴史を見ていきますと10年ほど前に市街地も入れ込んでこられたという流れがあるかと思うんです。それと、市内転居の部分ですね。金額が大幅に下げられたという経緯があるように記憶しておりますけれども。今回、この延長をされるに当たって、中身の見直しとかそういうものについて議論はなかったですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

他市町の状況であったり、現在の動向等を踏まえて、1年間かけて見直しについて検討を行ってまいりました。まず、市街地に関して、今委員からお話がありましたとおり、新たに制度を設けた中山間地域だけではなくて、市街地に設けたというこの背景については、一つは空き家対策、市街地における空き家対策も必要であるということで、この表でいきます中古、それから住宅増改築補助金というものを新設した経緯がございます。それから、以前からすると非常に高額な補助制度だったんですけども、これを基本的に維持する必要があるということと、それから、以前は団塊の世代の取組ということで、高年齢の方々も対象にしておりましたけども、現在は60歳未満ということで、地方創生を進める中で、今後の人口減少対策としてはやはり、若年層の厚みを持たせる必要があるということで、そういった年代の取組、これらについてはこれまでも説明を申し上げてきたところであります。これまでの背景を鑑みながら、特にこの3年という補助制度、補助の適用性ということで3年間の見直しを行っております。私どもが説明をする中で、あまりにも短い期間で制度の変更をかけますと、特に3月、4月ぐらいの移住定住を考えていらっしゃる方々に対して、上がった場合でも以前の方々は早く知っていればもうちょっとゆっくり転入する必要があったと。もう少したくさんもらえるかもしれないなかったと。一方で下がってしまえば、そのつもりで来たのについて間にか下がったと。ということで、まず1点はある程度制度を確立した形のを、一定期間を設けることが、こういった維持を検討される方々に対しても、やはり1年2年で簡単に決められる話ではございませんので、安定した制度というのに持っていきたいというのが一つございました。それと、若干今委員からもありましたとおり、金額が下がっている中でコロナ禍の影響もあって、オンラインであったり、あるいは高速ブロードバンド環境の整備等があった、そういった相乗効果もありまして、補助制度の利用者が減少ではなくて増加していると。このようなことを踏まえると、現状を維持することがまずは好ましいという結果で、今回、まずは延長かけさせていただくような提案をしているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

財源にも限りがありますからなかなかというところもあるかと思えますけれども。霧島市の人口も年々横ばいから減少傾向になってきました。まだ人口が微増してる時代の補助金制度と、微減しつつある時の補助金制度という補助制度というのは、やっぱり変えていかなければいけないのではないかなという気がいたします。市街地のところも増やして、一般質問で言ったことがあるんですけども、始良に住もうか霧島に住もうか迷っていらっしゃる方がいる。そうしたときにこっちに寄せるにはどうしたらいいかっていったら、やっぱり市街地の補助金ももう少し手厚くされてもいいのではないかなという気がしております。それと、国も今、異次元の少子化対策とかなんとか言い出してますけれども、この辺も考えますと、中山間地域だけがこの子育てとか若年加算金だけでいいのかとか、そういう議論もぜひ尽くしていただいて、それこそ、課長のおっしゃった地方創生に向けてどういった制度が、人を増やすにはどうしていったらいいのかということを含めていただきたいなということで要望しておきますけれども、この総補助金額というのは年間にどの程度ですか、お尋ねします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

総補助金額、移住定住補助金の制度による補助金については、後ほど担当のほうから説明いたします。今の委員からの御意見の中で一つ紹介をさせていただきたいと思えます。市街地に関する移住促進につきましては、今お話も出ました国の地方創生の中で、別途、県とタイアップいたしました移住支援金制度というのを現在設けております。来週から始まります当初予算の委員会の中でも、それについては、提案をいたしているところでございまして、これにつきましては市街地を対象といたしまして、子育て加算金も相当な金額を増額いたしております。これにつきましては、市街地における人口増加だけではなくて、雇用確保、首都圏からの雇用確保、それから人材の確保、そういった幅広い意味での市街地での雇用、それから、人口対策ということにも、別途の支援金制度で

賄うことにいたしておりますので、この場で御紹介とさせていただきたいと思ます。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

令和4年度です。令和5年1月31日現在で1,772万6,000円となっております。

○委員（仮屋国治君）

今課長の説明がありましたからまだ期待もできるのかなと思ますけれども。霧島市が誕生してからの経緯でいきますと、やはり中山間地域を何とかしようという機運があったわけですね。だからこの移住定住促進策が中山間地域対策みたいになってしまってますけれども、やはり移住定住促進という策を打つ以上は、霧島市全体を対象に、中身も先ほどおっしゃったようなものも組み込んで、霧島市に移住したらこういう制度がありますよというような訴え方もしていただきたいなということで要望しときます。

○委員（藤田直仁君）

今までも何度も御説明をしたことがあるあろうかと思うんですけども、私も中身についてはとても何か興味があって、ただ期間を延ばせばいいという問題ではないというふうに感じております。中に書いてある移住体験ツアーとそれから都市部での移住相談会についてもう少し、1年間を通してどれぐらいやってるとか、いつの月を集中的にやってるとかいろいろあろうかと思うんですが、その辺り、それから場所とかですよ、回数、その辺りもちょっと、もう少し詳しく御説明いただけませんかでしょうか。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

移住体験ツアーなんですけれども、令和4年度におきましては10月に2泊3日で開催しております。参加者が6組9名ということで。1組2名の方が2月にもう既に霧島市移住されていらっしゃるという状況です。2回目を今月3月25日から27日まで2泊3日で計画を立てているところです。申込みとしましては、3組6名ということで、参加をいただいております。この移住体験研修事業ということは例年秋と冬に開催しまして、内容としましては野菜の収穫作業とか、季節に応じた農業体験だったり、移住者との交流だったり、市内物件案内、温泉宿への宿泊、観光スポットめぐりなどということで行っているところです。移住相談会につきましては、4年度の移住イベントの回数なんですけれども6回行っております。東京、大阪が主でして5月に東京、7月に大阪、9月に大阪、9月に同じく東京、1月に東京、2月に大阪ということで行ってございまして、相談件数がこの回数で87組。119名の方が相談していらっしゃいます。

○委員長（宮田竜二君）

それでは先ほどの、さっきの件数も出ましたかね。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

宮内委員から質問がございました。この表に沿っての件数なんですけれども、お答えします。住宅取得補助金、新築なんですけれども27件、中古が6件、住宅の増改築補助金が1件、子育て加算金が18件、若年加算金が3件、家賃補助金が12件となっております。同じく、仮屋委員から出ました市外転入につきましては46件、市内転居については13件となっております。

○委員長（宮田竜二君）

市内転居の新築と中古、この一覧表の計画件数。

○地域政策課主幹兼中山間地域活性化グループ長（今村伸也君）

59件には、今、新築は27件、中古は6件、増改築は1件で、子育て加算金は18、若年加算は3件、家賃補助金は12件ということでお話しました。これに中古と増改築をされていらっしゃる方が13件いらっしゃるもんですから、ここの表には載ってないんですけども。子育て加算金と若年加算金を除いた46件と13件を足して59件という形になっているところです。

○委員長（宮田竜二君）

ちょっと休憩をお願いします。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時11分」

△ 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（宮田竜二君）

再開します。議案10号に関しましては後ほど、また議案12号の後に再開させていただきます。次に、議案第12号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

それでは、議案第12号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、説明します。議案集の23～26ページをご覧ください。今回の議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、市道の整備を行うことにより、上之段地区住民の利便性の向上と地域の活性化を図ろうとするものであり、その根拠となる辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、地域政策課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

次に、「議案第12号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の詳細について、ご説明いたします。本定例会議案の23～26ページです。今回の議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）」に基づき、国分地区の上之段辺地において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものです。はじめに、辺地とは、同法第2条に規定する地域で、かつ、所定の要件を満たしている地域であり、当該地域においては、公共的施設を整備する際、元利償還に要する経費の80%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債である辺地対策事業債を発行することが可能になります。それでは、上之段辺地の総合整備計画書の内容を説明します。議案集24ページをご覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ここに記載のとおりですので説明は省略いたします。3. 公共的施設の整備計画をご覧ください。今回の総合整備計画では、上之段辺地内にある1路線の市道整備を計画しています。令和5年度から令和9年度までの5年間で、第3期整備計画による市道上之段～塚脇線の道路拡幅改良工事等を行うこととし、総事業費2億円を見込んでいます。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

それではまず辺地についての認識というところで確認をしたいと思います。政令で定める辺地の要件というのが、当該地域の中心を含む約5km²以内の面積、人口が50人以上であって、辺地の点数と、辺地度点数というのがありまして、それが100点以上ということになっていると思います。そしてまた、先ほど公述にもありましたように、財源の問題でありますけれども、起債の充当率が100%、そしてまた、交付税措置が80%ということになっておりますが、現実問題としては、80、交付税措置がなされているというふうなところではないというふうに確認をしているところであります。そしてまた、霧島市の経営健全化計画におきましては、第4次において普通建設事業費等というところで有利な起債等も活用しての整備というふうに認識として捉えておりますけれどもそのような認識でよろしいのかまずお答えください。

○土木課長（西元 剛君）

委員のおっしゃるとおり有利な事業でございます。そして今後も健全化計画の中でも有利な事業

を活用していくという認識でございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは具体的にちょっとお聞きをしていきたいと思っております。市内における辺地の区域数と路線数、それぞれまず幾つあるのかお答えください。

○土木課道路整備第1グループ長（徳重和博君）

ただいま御質問ありました。霧島市内での辺地の数ですけど22辺地区があります。また整備計画としては4路線を整備しております。

○委員（松枝正浩君）

整備をされているというのが4路線ということですけども、区域数としては幾つ、四つなのか同じ地域の中に二つあるのかちょっとそこを教えてください。

○土木課道路整備第1グループ長（徳重和博君）

同じく4辺地の地区で四つの路線を整備しております。

○委員（松枝正浩君）

それでは議案の中の総合整備計画書のところに辺地の人口と面積の記載があります。先ほど私が申し上げた、面積が5平方キロメートル以内で50人以上というところであるんですけども、人口については258人ということで記載があります。この5平方キロメートル以内というところが少し数値としては8.6平方キロというところ。この辺の整合についてはどのようにとらえたらよろしいのかお聞きをいたします。

○土木課長（西元 剛君）

辺地計画自体がその辺地地区の中、中は5km²なんですけれども、その路線につきましては、幹線道路ということで、地域をはみ出して路線を整備することができますのでその全体の区域としてはっているという、特区という形になっております。

○委員（松枝正浩君）

今の、他市の状況を見、ホームページ等見てみますと、この返事の実際されているところについてホームページで公表がされている状況でございます。霧島市においては、過疎計画については掲載がされているのを確認しているところなんですけれども、今後、事業としては、市民の皆さんに周知をするという視点からいくと、公表するのが望ましいんじゃないかなと思うんですけどもその点についてはいかががお考えなのか教えてください。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今委員からの御指摘もありましたとおり、地元の方々に対してもまた市民の方々に対しても、このような事業を実施しているという上ではやはり、公表してお知らせする必要があるのかなと考えておりますのでそのような視点で対応を進めてまいりたいと考えております。

○委員（前島広紀君）

今回、第3期整備計画ということなんですけれども、26ページを見ますと、第1期と第2期は、施行済みということなんです。今までの第1期と第2期の工事費は幾らでしたか。

○土木課道路整備第1グループ長（徳重和博君）

第1期の整備計画の事業費として1億600万円。第2期の事業計画としまして、1億4,500万円ということになっております。

○委員（宮内 博君）

今回614mの整備を行うということで、事業費2億円ということでありまして、かなり急峻なところで、高低差も大分あるのかなというふう思うんですけど、現在工事中のところを真っすぐ、先のT字路のところまで延長するという工事だということなんですけれども、現地に行きまして沢水と言ったらいいんですかね。既に、三面張りのコンクリート、生の水路が整備をされてるんですが、これは真っすぐ行くということになりますと当然その単位の部分を通るのかなあというふう思ったんですけど、その水の影響ですね、それはどんなふう考えられて、整備が進められようとして

いるのか。現在設置してある水路はそのまま残すという形で脇に道路整備をするというような計画なのかそこを御説明いただけませんか。

○土木課長（西元 剛君）

今委員のおっしゃるとおりあそこは沢になっておりますので、湧水の多いところでございます。その水道は当然、既設の水道を残した中で、道路を真っすぐ、カーブを直線に修正しますので、その水路につきましては、当然生かした形で、既設の横の沢のところに三面張りがございますので、そこへ流すという計画でおります。

○委員（有村隆志君）

当然、私もこれを見たときに、上から、ちょうど上からおりていったんですけど、その上を見たときに、平らになっていて、畑が結構あったような気がするんですけども、やはりそういうところの水を多分と、どっかで流さないといけないということですので、上から水が流れて、道路がまた壊れるということもあり得るので、まず上の排水はどちらへ流れるのですか。

○土木課長（西元 剛君）

当然、道路を整備する上では流域を計算して、排水計画を行っておりますので、畑に対しては、その面積がこちらの道路に来る分には、その流域を拾って、断面も確保するような形で計画を入れております。

○委員（有村隆志君）

上がってくる途中にも、あそこの現場に行く途中にも、結構崩れたか所が何か所もあってそれを補修していたというのはありましたので、要望ですけども、つくったときに、上から流れて川で流れてくるわけですね。そしたら、その水をこっちが崖だとしたら、そこに、ちょっと、アスファルトでこんもりして、必ずそこから道路が壊れてくるというのも、今までの通例だと思いうんで、際は必ず流れれたときでも、横にこぼれないような、そして、どっか受けるところを必ずつくっていただきたいと。そしたら、工事が少しでも回避、壊れるということが避けられると思います。そこあたりの配慮は、どうですか。

○土木課長（西元 剛君）

道路整備を行う上で特に今の上之段～塚脇線につきましては、カーブも多くて、勾配もあるところでございます。特にあの路線につきましては、例年、路肩等も決壊している、通行止めにしてしょっちゅうなっている。道路でございますので、そこら辺はきちんと設計の中で配慮しながら、やっていきたいと考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第12号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時31分」

「再開 午前11時35分」

△ 議案第13号 議決事項の一部変更について（工事請負）

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第13号、議決事項の一部変更について及び議案第15号、伊佐北始良環境管理組合規約の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

まず、今回の議案第15号の議案書の別紙に誤りがありましたことにつきましておわび申し上げます。今定例会に議案を提案するにあたり、伊佐北始良環境管理組合作成の改正分の最終確認を怠ったため、字句の修正等が発生したものです。今後は、このようなことがないように、確認作業を徹底

してまいります。申し訳ございませんでした。それでは議案第13号、議決事項の一部変更について御説明いたします。それでは、議案第13号 議決事項の一部変更について、ご説明いたします。(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事請負契約について、当該契約の金額に含まれる電力会社の接続工事負担金の減額が決定し、当該契約の金額を減額する変更契約を締結するため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めようとするものです。次に、議案第15号 伊佐北始良環境管理組合規約の一部改正について、ご説明いたします。本市が伊佐北始良環境管理組合から脱退することに伴い、組合名称の変更及び組合経費の支弁方法の見直しを行うこととなったため、組合規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものです。以上、説明を終わらせていただきますが、その詳細につきましては、引き続き、環境衛生課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○環境衛生課長(末松正純君)

まず、議案第13号、議決事項の一部変更について、ご説明いたします。議案集の27ページをご覧ください。令和4年1月12日に、市議会の議決を得て、川重・東洋建設工事共同企業体と契約を締結した(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事については、契約金額162億1,950万円に、電力会社の接続工事費負担金27億5,000万円が含まれていました。令和4年5月10日に、電力会社から「ノンファーム型接続を適用し接続工事費負担金を税込みで5,270万円とする」との回答があり、当該契約の金額を減額する変更契約を締結するため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものです。次に、議案第15号、伊佐北始良環境管理組合規約の一部改正について、ご説明いたします。議案集の32ページ及び事前にお配りした資料1「伊佐北始良環境管理組合規約の一部改正について(新旧対照表)」をご覧ください。本市が伊佐北始良環境管理組合から脱退することに伴い、組合の名称を「伊佐北始良環境管理組合」から「伊佐湧水環境管理組合」に改めるとともに、組合構成市町の負担金の割合等、支弁方法の見直しを行うこととなったため、組合規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長(宮田竜二君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

まず委員長に運営の仕方では要望があるんですけど、今一括で説明をされましたよね。それで、一括で議論をするってなかなか難しいので一つずつ、13号からそして、15号へという形で、進行上は整理されてるのでしょうか。

○委員長(宮田竜二君)

進行上は同じです。

○委員(宮内 博君)

ですから、一緒に、提案するという形をとって取ってきたものだから、新委員会進行もそういうふうに、ひょっとしたらなってますはしないのかなあと思ってですよ。関連があるといえば関連があるんですけど、厳密に言えばその組合からの脱退を受けてのもの。15号のほう。13号は売電価格、売電との関係で26億円の減額をするというものですので、執行部のほうは一体のものだというふうに捉えてそういう形で、説明をされたのかなというふうに思うんですけど。ぜひ、そうそうではなくて、一つずつ、議案として受けてもらって、はい、委員会の運営も、そういう形でしてもらいたいというふうに思いますのでですね。そのところは、お願いできますかね。

○委員長(宮田竜二君)

はい、分かりました。わけて議案進行するようにいたします。よろしいですかね。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそういたします。それでは、まず、議案第13号から、質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

本会議の質疑でも、前川原議員のほうから、この件に関しては、質疑がなされたところでありませぬけれど、当初予測とかなり、26億9,730万円も減額になるということで、一つは全体事業費を大きく左右する案件だったのではないのかなと思うんですよね。この金額があるかないとでは相当違う話ですので、その当時議論をしたときに、九州電力との関係で、その辺のすり合わせがどうだったのかなというのを、ちょっと感じるんですけれど、もう少し金額がこういう形で大きく乖離したということについて、いわゆる議会に提案した段階と現在と、どういうふうに大きな変化があったのかと。捉え方の変化も執行部のほうもあったんじゃないのかなというふうに思うんですけれど、その辺をちょっと分かりやすく説明してもらえませんか。

○環境衛生課長（末松正純君）

質疑のときにも答弁はいたしたところなんですけど、まず、この施設自体が焼却をしたときに発生する熱を回収して、その電力を売るといふような、そういうような施設にしないとまず環境省の補助金の対象にならないというのがあります、そのために、この計画が出た段階から、電力会社との協議というのは事務担当者レベルで進めてまいりました。そのときの言われていたお話が、電力の空き容量がないということで、接続をするのであれば、増強工事が必要ですよ。つまり、それが、上位系統の春山のほうにある変電所ですけども、そこで、増強工事が必要だ。これは、本市のクリーンセンターの施設だけではなくて、いろいろな民間業者さんが行っているメガソーラーである太陽光であるとか、そういうところが接続をするときも、空き容量があるかないかということから、九電との協議が始まって、なければ増強工事をしなさいと。その増強工事にかかった金額が今言う税込みで27億5,000万円前回かかってますので、今回もそれぐらいの金額が必要になりますということをおっしゃってました。令和3年1月に入札公告を行うというそういうスケジュール上、その当時言われていた金額はそれだけで、実際には、ほかの民間企業も参加をすれば、その金額を案分して、負担をするという構図になったわけですが、どういった企業さんが手を挙げているかということも、九電側からは、説明がされません、それは教えられないということで、私どもとしては、その金言われた金額を建設費の中に入れて、入札を行って、確定した段階で清算しましょうとそういう条件で、入札を実施したという経緯があります。ただ、それも毎年毎年増強工事をしてるわけではなくて、数年に1回、そういうのを行っていくというスパンでやっておられたようで、これはもう、ここだけの話ではなくて全国的に、自然エネルギーというかそういうエネルギーをどんどん取り入れていきたいと思いますという中で、九電側との協議には実際空き容量がないということで、増強工事を行う。増強工事を行えばそういう数億単位のお金が必要になるということで、非常に問題になってまして、政府のほうは、これを、もうちょっとうまく運用できないかというのをずっと検討されておられたようです。それで出てきたのがノンファーム型接続ということで簡単に言うと、空き容量を利用して、増強工事を行わない方法でうまく運用しましょうと。ただ、空き容量というのをオーバーしてしまうと、いろいろと支障があるので、そこは電力の需給が、非常にこう余るときには、受入れをストップするというそういう機械も接続した形でやりましょうという、そういうノンファーム型接続というのが、運用されるようになりました。ちょうどそのタイミングが、27億5,000万円を含めて入札公告を行ったタイミングと同じようなタイミングで、少しずれてなったもんですから、実際、九電、事業所のほうにもお聞きしたところまだ取扱うノンファーム型接続の事例がないので、詳しいことはまだ分からないということをおっしゃってまして、ただ、金額としては、御説明質疑のときにも御説明したとおり、5,270万円という金額でできますよ。そうすると、今聞いている話では、敷根の清掃センターがあるところから、ナフコの事業所がありますけれども、あの辺ぐらいの増強工事といいますか、電線をちょっといろいろ張り直すのか、太いやつに変えるのかちょっとその辺よく分かりませんが、そういうような工事、その区間の工事だけで済むので、こういう金額になるというふうな説明を受けているところですよ。

○委員（宮内 博君）

一つにはその増強工事しか手法がないというふうに見られていたのが、ノンファーム型方式という、新しい制度を導入するということができるようになったということで、当初予測をしていた、かなりの規模の事業というのが必要でなくなったということです。結果的に、これだけ減額になるわけですので、霧島市にとっては大変財政負担が少なくなるということでもありますから、大変いいことだなというふうに思うんですけど、あと売電をどういうふうにするのかと。そのノンファームというものを導入したことによって、先ほどちょっと触れられたのかなというふうに思うんですけど、当初7,000万円ぐらいというふうに売電を予定していたんですけど、本会議では2億円とか何かそういうやりとりがあったのかなっていうふうに思うんですけど、その辺の当初予測との関係でどうなのか。そして将来予測ではどういうふうになっていくのか、その辺をちょっとお示してください。

○環境衛生課長（末松正純君）

これも質疑の際にお話をしたところだったんですが、当初予測は、委員が言われたとおり、7,000万円。これは、当時のプラントメーカーからいろいろ聞いておる中で、我々が積み上げて、試算をした数字ということになります。実際、プラントメーカーはこのぐらいですかねと言いながら本場のプレゼンのときには、いい数字を出してくれました。7,000万円よりは、増えてくるんじゃないのかなというふうには思っておりましたが、あくまでも現行のFIT制度の単価を現在のごみ量、それとごみ質、こういうものが一切変わらないという前提の下で、プラントメーカーが提案をした売電の数字が年間約2億円程度、売り上げることができるんじゃないかということで提案をいただいたということでございます。今後の将来の予測ということなんですが、あくまでもそれは、先ほど言ったような前提条件があつての話なので、FIT制度もFIPとかまたいろいろ制度が変わっていくような話も聞いております。容量市場とか何か、そういうようなものも出来ているし、もっと言うと、カーボンニュートラルというのを実現するために、売電をするんじゃないくて市の施設に供給する方法をとるとかですねそういうような、取組をされてる自治体もあるようです。今現時点ではそういう売電をして、提案のあつた金額を収入として得るという前提で進めておりましたが、またいろんな制度が変わってきたりとか、もっと言うと、ごみ量が減ってきて、減れば当然熱が出ないので、その分売電は少なくなるということ、ごみの減量化が進むという意味でいいんですけども、売電というふうに考えると、ごみが減れば、それだけ電気が売れなくなるというのがあります。その辺をいろいろとまた見極めながら、本市にとって1番いい方法がどういう方法なのかというのを、柔軟に対応していく必要があると思っております。今のところは、そういう売電をして、年間2億円程度の売上げができるということ、プレゼンとして提案を受けております。

○委員（有村隆志君）

関連ですけれども、ノンファーム型接続、少し思うことには春山の容量があつて、容量の範囲内だからということで多分、今ちょっとお伺いしたら、ひょっとしたら、ストップされるかもしれないということをおっしゃってたので、自然エネルギーの日が照ってたり数が増えたりすると相当入ってくる。そうすると、内が優先的にとめられてしまうのかなと。そこら辺の心配はないんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

委員のおっしゃるとおりで、ノンファーム型接続というのは、空いてる容量に合わせて、出力制限が行われる。結局もともとの設備の容量自体があつて、その半分は万が一のための容量だということに言われてます。ですから、もともとその施設がある半分か、災害が起こったりとか事故が起こったりしたときに、いろんなところから融通できるようにとっている。半分空いてるそうです。残りの半分で運用をして、残りの半分も、それぞれの発電施設が出す最大出力を積み上げて計算をしているということなので、言われるとおり、太陽光などの最大出力で積み上げてるわけですから、日が照らないとき、夜とか電力が落ちるわけですし、もっと季節的にいうと、今の非常にこういう春先というんですかね、こういうときはすごく出力は上がる。だけれども、エアコンも使わない

暖房も使わない。そういうことになりますと、消費されないということで、電力が上がりがちになる。そういったときに、出力制限をかけることがあります。そういう条件で、接続を受け入れますということになっております。なのでちょっと先ほど申し上げましたけれども、国分の営業所の担当なんかとも話をするんですが、ノンファーム型接続のまだ事例というかそういうのがないので、運用上どうなっていくかっていうのが、ちょっと見えないところもあるし、彼らは工事自体もちょっと直接やったことがないので、出力制御をするための機械も設置しなきゃいけないらしいんですけどもそれが、どういう金額になるかとか、その辺もちょっとよく分からないというようなことは言われております。実際、去年春先、九電の管内で、そういう出力制限を行ったというような、ニュースをネット等でちょっと私も確認をしたことありますので、そういう可能性はあるということでございます。

○委員（宮内 博君）

そのような不安定要素を含みながらではあるけれども、今回こういう大きな減額をなさるということでありますので、いわゆるその不安定要素を受けてさらに今度は出さなきゃいけないというようなことってというのは、現段階では想定をしていないという理解でよろしいんですかね。もうほぼ確定ということで、受け止めておけばよろしいんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

もうはっきり申し上げればよく分からないというところが答えなんですけれども、九州管内の去年の一連のそういう報道というか見てみると、そんなに頻繁に行われるものでもないのかなとは思っております。ただ、去年もゴールデンウィークの時期だったんですか、工場が止まって、電気を使わない状態が出てきたりとか、天気はすごくいいとかいうようなことになったときに、地域によってはそういう出力制限がかかったというようなことが、ニュース等で流れておりました。ただ、霧島市の管内でどうなるかっていうのはちょっとよく分かりません。

○委員（宮内 博君）

先ほどの答弁の中で九州電力そのものも、まだこの実績を持っていないというということについてもやっぱり不安定要素の一つなのかなというふうに思ったものですから、そのことをお尋ねしたんですけれども、当然何が起こるか分からないという新しい制度、あるいはその政治的な影響を当然受けるものでもありますので、そういう、確定をこれから先のことについて述べるってなかなか難しいところがあるんだろうというふうに思いますけれども、そういう不安定要素を抱えながらも、現時点ではこれはもうほぼ確定だという理解でよろしいんですかね。

○環境衛生課長（末松正純君）

先ほど補助金の交付条件になっているというお話もしましたが、春山のそういう変電所自体を増強工事するということが自体をもうやらないというふうに言われております。なので、もう接続をしようとしたらノンファーム型接続という形でしか、もう今後はできないということになっておりますので、私どもとしては、もう手段がこれしかないということになります。あとはこれも不確定要素なんですけれども、例えば、公共施設に託送で電気を供給して、自分の施設で使いますよということに協議をして変えていくとかいうような方法はあるのかもしれませんが、だから、それも非常に不確定要素なんですけれども、今後の状況を見ながら、また、常にそこは考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

○副委員長（今吉直樹君）

確認なんですけど、発電したエネルギーを新しいクリーンセンターで自家消費する仕組みというのはもう既に予定されているんでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

それはもう当然、自家消費をします。自家消費をした上で余った電力を売電するという計画しております。

○副委員長（今吉直樹君）

関連して蓄電っていう設備っていうのはいかがでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

清掃センターにおいて蓄電をするというのは考えておりません。

○環境衛生課衛生施設グループ長（四本 久君）

今の蓄電というお話があったんですけど、敷根清掃センターでは今の発電という部分に関連しても、出力制御といいますか、ごみの投入量によって、いわゆる電気を作る量というの、ある程度制御ができるようですねそういうようなシステムにしてるんですね。なので、あまり売らないときには、あるいは、必要のないときにはごみの投入量も減らして、つくる電気も出力を自分たちでも制御するというような形で、蓄電というのは少し議論はズレるんですが、そういうような状況であったりとか、あるいは年間通してみると、この時期は例えば夏は九電が電気をたくさん買いたいとか、あと、冬もそうだったんですけど、電気の余力がないという状況が、年末年始もあったかと思うんですね。そういう報道もあって、よくあと3%しかありませんとか、そういうときには九電は今度は容量市場というので将来的には高く買います。出力をたくさん出してくれるところには、高く買えますよというそういうインセンティブも考えているようです。ですので、そういうようないろんなメニューを、私どもとしては、検討しながら、あるいは蓄電はできませんけど、つくる必要がないときには、若干出力も落としてというようなことも運転の中では、川崎重工とも協議をしながら進めていくというようなそういうふうな、運転になるかと思えます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第13号に対する質疑を終わります。

「休憩 午前11時59分」

「再開 午後1時00分」

△ 議案第15号 伊佐北始良環境管理組合規約の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。議案第15号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

霧島市、伊佐市、湧水町ということで、2市1町で構成をされている組合でありますけれども、今回霧島市の議会のほうに提案がなされたわけでほかの1市1町についても、同時期で議会のほうに出されているかと思っております。その中で今、別紙で示されているところでありますけれども、この資料の1を見てもみますと、建設費については、パーセンテージはそのままのパーセンテージになっておりまして、運営費につきましては、平等割が10%減の改正後が10%、人口割については40%が30%、そして実績割は40%が60%になっております。この中で、令和4年度の負担金の金額でありますけれども、霧島市につきましては1億2,697万2,000円。伊佐市については、2億5,396万円。湧水町につきましては1億1,858万9,000円、総計4億9,952万1,000円というのが各市町から負担として出されているところでありますが、改正をされる中での令和5年度の予算について、それぞれ幾らになるのか、答弁できましたらお願いいたします。

○環境衛生課衛生施設グループ長（四本 久君）

令和5年度につきましては、当然霧島市が入っておりませんので、組合議会に出された分でお答えさせていただきますと、伊佐市分が2億9,581万1,000円。湧水町分が1億2,189万1,000円になります。

○委員（松枝正浩君）

今回パーセンテージの改正がなされていましてほかのところの条文を見ますと、霧島市も入っている状況ではあるんですけども、令和5年は、この分については入っていないということで一応理解いたします。組合議会の中で、これまで脱会に向けて議論をしてきました。激変緩和の負担金、この辺がどのような協議の状況になっているのか、お示してください。

○環境衛生課長（末松正純君）

資料の2を御覧ください。令和3年2月時点といいますか令和2年度末時点の数字を右側に表記しております。当初脱退前に、いろいろ御説明をさせていただいたときの根拠はこういう根拠で説明をしたところなんです。現在の状況というのが、令和5年2月ということで右側のほうの表ということになります。そこに、1番上のほうに負担金というのがありまして団体負担金自体は、全部で7億3,200万円までしか払えませんよという協議になっておりまして、その内訳が機能回復負担金、激変緩和負担金、解体撤去負担金という三つ負担金から構成されてます。委員がおっしゃいました激返還負担金については、1億9,000万円ということで、ある意味確定をしておりましたので、この金額については、現時点でも変わってないということになります。

○委員（松枝正浩君）

失礼しました資料に書いてありました。この激変緩和の負担金というのはこういう形で令和5年2月で出てきているわけですけども、今後の運営においては、この金額というのは、組合側への負担というのが出てくるような感じですか。それとももう、今回のこの部分だけで終わりというふうにとらえてよろしいのか、お願いいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

構成市町の合意の中でも、この脱退負担金そのものは、令和5年度と令和6年度の来年、再来年ですね。2年に分けて支払うというふうに協議をしております。負担金は7億3,200万円が上限ですよと申し上げましたが、もともとの霧島市の取り分というのもございまして、それが、財産の帰属分であったり、それから決算剰余金及び資源の売却金というものが、表のほうに記載をしております。上限7億3,200万円の団体負担金から、これらを差し引いた1番下の欄に3億210万5,374円。これが現時点での団体負担金の組合側から示されている試算ということになりまして、この金額を、令和5年度と令和6年度の2年に分けて支払いをするということで、協議が整っております。

○委員（宮内 博君）

伊佐北始良環境管理組合から霧島市が脱退をするというものの大きな柱の一つに、経費を削減する、そういう効果ははっきり見えているんだという、そういう説明もされてきた経過はあります。それで資料3のほうで、一つは、脱退に伴う、この運営経費の削減効果ということで4,632万5,000円という金額が示されているところなんですけど、これは年間約4,000万円かかるというふうに言っていた部分だろうというふうに思いますがまずその確認をお願いします。

○環境衛生課長（末松正純君）

今委員がおっしゃられたとおり、新たに、運営のほうで負担がかかってくる経費を当初4,000万円というふうに、説明していたところですが、それを現在、分かる範囲で積算したところ、資料3の右側のほうに示してあるとおり、4,632万5,000円ということに現時点でなっておるということでございます。なお、補足ですけども飛灰、焼却灰の処理費については、まだそういった積算というのはする段階ではないので、ここのほうの数字はさわってないということです。

○委員（宮内 博君）

ここの数字は若干当初の説明からすると動いてはいるんですけど、特別委員会も設置をして、このことについては議論をしてきました。それで令和5年度から16年度までの12年間という説明がされておりました、それで経費削減効果ということで、10億1,900万円という説明がなされてきているんですけど、今示されていますのは資料2のところの3億数千万円の部分ということになっているんですけど、このとき、この説明をされた令和5年度から16年度までの10億1,900万円の経費削減効果との関係でいくとどういうふうにこれは見たらいいんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

委員言われますとおり特別委員会のほうでの説明の中で、削減効果として12年間で10億1,900万円という数字をお示ししたとっております。今回、資料を作成するに当たりましては、先ほど課長が申しましたとおり、現在の今の時点で予算計上とか、明確になっている部分の数字を出ささせていただいております。ほかの部分、例えば組合加入を継続した部分でどのぐらいになるかという経費等については、現段階で申しますか今この状況になった中では、明確な数字というのは出せない状況ではないかということで、今回、お示しさせていただいたのは、新たに数字等が変わった部分ということでございます。今の段階でそこを変えるっていうことはちょっと難しいのかなということで、お示しができなかったところでございます。

○委員（宮内 博君）

当時、特別委員会で示した数字で、試算をするということではできると思うんですね。あくまでも当然、未来のことですので、予測ということの域を出ることはできないというふうには思うんですけども、そこではできるのではないのかなというふうには思うんですが、現時点に立ったときにそれがどうなのかという点では説明ができるんじゃないですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

誠に申し訳ないんですけども、先ほど言ったほかの部分の数字については、現段階では以前の段階と変わっていないものであるとっておりますので、今回その部分を積算した部分の中の数字を申し上げますと、その数字が、後々ひとり歩きしてしまうのがちょっとどうなのかということも考えまして、今回は、この委員会の中ではお示しさせていただかなかったところでございます。

○委員（宮内 博君）

推計値で物を言うということは将来、大きく変化をする可能性っていうかですね、危険性というか、そういうものを持つてるのは当然、予測できることなんですけど、確定値ではないということはですね。ただ、こういうふうに数字を出している、その中で、これだけの経費削減効果があるから、やはり、霧島市は離脱をすべきだということで執行部のほうは、当然、議会の議決を経る一つ材料として提供したというふうには思うんですけども。ただ今このそれがなし得た段階ではもうその数字はお示しできないというのは、ちょっと私ども受ける側にしては、極めて不満なんですけれども。その辺は、これに近い数字というようなこと等についても、全く今の段階ではもう、あくまでも想定だということで、当然できないということなんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

できないと申しますか不確定要素という部分もなんですけれども、基本的には、以前、お示しさせていただいた数字というのはあくまでも概算で出させていただいた数字でございます。今回、新たに数字が確定したものをに入れておりますので、そういう形になりますと比較対象にならないと申しますか、今後また変わっていく可能性もある部分の中で、今の数字を申し上げますとちょっとその数字自体がひとり歩きしてしまうんじゃないかなという部分が懸念されまして、お示しできなかったということでございまして、委員言われます形のもので、数字をはじき出した場合には、やはり、プラスというかメリットがあるような状況にはなると思っております。

○委員（宮内 博君）

それは先ほどの松枝委員の質疑で、資料2のほうで示されているんですけど、先ほど答弁があったようにいわゆる、脱退負担金、この上限額は7億3,200万円と、これ上限なんだよということで先ほど答弁があったんですね。それで帰属するその財産分というものが、4億2,244万幾らということでの説明であったんですけど、当時4億3,200万円という説明があって、これに近いわけですね。あとそれを差し引いて大体、霧島市の支払い額は3億円ぐらいになるんだという御説明があったわけですね。なおかつ、いわゆる、未来館から敷根清掃センターにごみを運ぶ様々な経費、約4,000万円という説明があってこれが4,600万円ぐらいですか。数字が上がっているというのはあるんですけど、

そういう数字も出した上で、そして脱退した場合の費用の累計が7億8,000万円になるという、計算してるわけですよね。だから動いてる数字ってのはたくさんはないわけですよ。こういうのから言いますとですね。だから、何も答弁できないものではないのか、ないのではないのかなというふうに思うからそのことを申し上げているんですけど。答弁できないというのであれば、どうしても答弁してと言ったって、平行線でしょうから、そこのところは、そういうふうに理解をしますけれど。こういうふうに具体的に数字を詰めてお伺いをしてもなかなかなんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

誠に申し訳ないんですが、以前お配りしております。その試算表の部分の中で、今回、新たにお示しさせていただいた数字の部分を入れ込んでいただければ、委員言われる部分の数字は出てくるのかなと思っております。執行部といたしましては、誠に申し訳ないんですが今後、委員会の中で、数字を示させていただくことについてはちょっと控えさせていただこうかなと思っているところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案15号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 1時13分」

「再開 午後 1時15分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第10号の質疑を継続させていただきます。まず、執行部から。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

午前中大変失礼いたしました。午前中の質問の件で、後ほど回答させていただくといたしておりましたが、住宅関係の補助金制度の概要について改めて用紙の中に数字を入れ込みましたので、それについて担当から説明を申し上げます。それともう1件、移住に関する相談会とイベント等々についての不足する情報等がありましたので、付け加えさせていただきたいと思います。それでは担当から説明を申し上げます。

○地域政策課主任主事（松元聖哉君）

それでは私のほうから霧島市移住定住促進補助金制度の実績ということで御説明いたします。まず初めにこちらの制度につきましては皆様御存じかとは思いますが、霧島市の住むエリアであったり、どのような種類の物件に住むか、あるいは、市外からの転入なのか市内転居なのかによって、対象の有無であったり補助金額の大きい小さいというのが変わってくる制度の仕組みになっております。では白黒の資料になりますけれども先ほど、お配りしたものに沿って御説明いたします。まず、中山間地域の欄を御覧いただきたいんですけれども、市外転入、それを上から順に御説明いたします。まず、住宅取得補助金として新築物件に転入された方は18世帯です。続きまして、住宅取得補助金として中古物件を購入して転入された方が2世帯、続いて、住宅増改築補助金ですけれども、こちら中古物件を譲り受けるなどして、その物件を増改築、いわゆるリフォームされた方については今年度については0件となっております。続きまして、住宅取得補助金で中古物件購入して、なおかつリフォーム、増改築までされた方、この二つにつきましてはセットで申請できる仕組みになっているんですけれども、こちらについては、10世帯の方々から御申請いただきました。最後に、家賃補助金ですけれども、こちらにつきましては、10世帯の方々から申請をいただいたところです。合計で40件になるんですけれども、この40件のうち、続きまして、子育て加算金、こちらについては、高校生以下のお子様がいらっしゃる世帯につきましては一律30万円を交付しているんですけれども、こちらの加算金を受け取った世帯が18世帯となっております。1番最後に、若年加算金といたしまして、お子さんはいらっしゃらないけれども、40歳未満の申請申請者につき

ましては、若年加算金として、一律30万円交付しております。こちらについては令和4年の実績として3件交付したところです。続きまして、一列右に、目を移していただきますと、中山間地域に市街地から転居した方の説明に入ります。まず、住宅取得補助金として、新築物件を購入し転居された方は9件となっております。続きまして、中古物件を購入して転居された方につきましては、今年度0件となっております。続きまして、住宅増改築補助金ですけれども、こちら、先ほども御説明いたしましたけれども、中古物件を譲り受けるなどして、その物件を増改築して、転居された方は、今年度1件ございました。続きまして、中古物件を購入して、なおかつ増改築までされた方につきましては1件ございました。最後に、家賃補助金ですけれども、こちらにつきましては今年度2件というふうとなっております。市内転居につきましては、子育て加算金及び若年加算金は対象外となっておりますので空白とさせていただいているところです。最後に、霧島市外から霧島市の市街地に転入された方向けのメニューがございます。新築につきましては対象外となっておりますので、空白となっております。住宅取得補助金、中古物件を購入して、霧島市の市街地に転入された方は4件というふうとなっております。続いて、中古物件を譲り受けるなどして、その物件を増改築された方につきましては今年度、現時点で0件となっております。最後に、中古物件を購入して増改築までされた方につきましては、2件というふうとなっております。計、市街地への転入は6件というふうとなっております。午前中、藤田委員のほうから、移住定住の取組について、御質問があったと思うんですけれども、一部ちょっと補足をさせていただきたいと思います。午前中の説明では、現地での移住体験ツアー、東京、大阪等の都市部へ出向いての移住イベントへの出展ということで御説明いたしましたけれども、我々どものほうでは、時代の流れに合わせた移住推進体制の構築といったところで、オンラインを活用した移住推進の取組も積極的に行っているところです。具体的に申し上げますと、今年度、霧島市オンラインツアーというものを、全3回開催いたしました。内容につきましては、霧島での暮らしぶりだったり、霧島の魅力スポットだったりっていうのを実際に霧島市に移住した方々をゲストに迎えて、そういった方々の生の声ということで、霧島市への移住を考えている方々に、オンラインで配信するようなイベントになっております。こちらは全3回開催いたしまして、合計で国内外含めまして73組、84名の方々に御参加いただきまして、非常に有意義なイベントになったのかなというふうに感じているところです。2点目なんですけれども、それとは別で、もっと具体的に、霧島市への移住を考えているけれども、なかなか対面での相談が難しいといった方向けにZoomといったオンライン会議システムを活用した移住相談会っていうのも、開催いたしました。こちらにつきましては、6月と8月に2回開催したんですけれども、合計、6組9名の方々に御参加いただきまして、そのうち、1組が実際に、今年度の11月に霧島市のほうに移住していただいているところです。

○委員（宮内 博君）

この移住定住の制度そのものがつくられたのは、平成20年からということで、先ほど午前中仮屋委員のほうからありましたように、金額が当初からすると、減額になっていると思うんですけど、当初どういう制度だったのか、その辺御説明いただけませんか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

簡単に申し上げますと金額でいうと、補助金が今現在新築で50万円ですけども、当時は100万円というような数字でありました。もうこれは基本的な数字かなと思っております。それと中学生以下についての加算金が1人当たり20万円ということで、当時の資料を私1回見たときに、子どもさんが5人いらっしゃって、新築補助金を100万円もらわれて、大体200万円程度の補助金が出るんですけども、建物の購入費用がそれ以下になったりとかですね。やはり、実際にかかった費用と受ける補助金というのが、乖離してきていたような事例も見受けられたようでございます。やはり霧島市の場合は近年、ある程度移住定住者も増加しておりますので、この100万円をというものは、やはり持続的にこの制度を進めるのには、厳しいのかなというふうに考えているところです。

○委員（宮内 博君）

計画期間を延長すると。この機会にやはり制度を充実していくというような取組というのがなかったのかなというのは、先ほど仮屋委員のほうからも、そういう質疑があったんですけど、霧島市のこの制度というのは県内19市のやっている制度の中ではすぐれて、助成制度が充実をしているという位置にあるんですか。それとも随分時間がたってますので、その後、ほかのところが、制度が充実してきたというような傾向にあるんですかね、その辺はどうなんですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

制度に関しては地域によっていろいろございます。例えば、100万円であったり、200万円であったり、あるいは住宅の土地購入を10年かけて住まえば、本人に無償で譲渡する制度であるとか、それぞれの地域によってばらばらでございまして、霧島市の位置が今どこにあるかということ、平たく言えば、中間程度にあるのかなと。私としては、移住定住補助金という制度だけではなくて、そこに住む環境がどうであるのかを含めて、総合的に判断をしたほうが、よろしいのかなと思っております。例えば、高額な補助金をもらうけども、その周辺には、買物もできない。市街地まで相当の距離がかかるところについては、金額が高くて、なかなか転入するには、ちゅうちょする。あるいはブロードバンド環境が整ってないところに対して、相当な金額を準備しても、なかなか転入までは至らないというようなことがございますので、移住補助金だけではなくて、全ての環境整備そういったものを総合的に判断する必要があるのかなというふうに考えているところです。

○委員（宮内 博君）

人口減少が続いているという状況下であって、少子高齢化という中で、どこの自治体も様々な取組をして、多くの人がやっぱり魅力を感じるような、そういう施策を打ち出しているというさなかにありますので、ぜひ今回3年間の延長ということでありまして、もう少し期間を短縮して早いうちに、より一層港に呼び込むことができるような、そういう政策に切替えていくというようなことも、ぜひ議論をしていただきたいと、これはお願いいたします。

○委員（藤田直仁君）

確認ですけれども、この表見て1番マックスでもらえるっていうのは、80万円と考えてよろしいんでしょうか。それと、子育て加算金の場合は、高校生の以下の子供さんが1人でもいればこの満額30万円もらえるのかということと、若年の加算金の場合は、夫婦のうちのどちらか1人が40歳未満であればもらえるのかというそのあたりもちょっと教えていただけてよろしいですか。

○地域政策課主任主事（松元聖哉君）

委員が言われますように、最大で受け取れる補助金の額は80万円です。こちらの表のパターンでいきますと、住宅取得補助金の新築として50万円受け取って、加えて、子育て加算金、あるいは若年加算という、いずれかを交付された場合は最大80万円ということで、間違いございません。お子様につきましては、子育て加算金につきましては、1人でも、高校生以下のお子様がいいらっしゃる場合でしたら対象として受け取ることができます。若年加算金につきましては、申請される方が40歳未満であれば、若年加算金を受け取ることができます。例えば、旦那様が35歳、奥様が45歳の場合、旦那様の名義で建物を取得して、旦那様名義で補助金の申請をしていただければ、補助金の交付を受け取ることができるような仕組みになっております。

○副委員長（今吉直樹君）

住宅増改築の件で、補助対象経費なんですけど、浄化槽の改修も対象になるんでしょうか。

○地域政策課主任主事（松元聖哉君）

委員言われる質問に対しましてですけれども補助対象として配布することができます。例えばこちらの増改築補助金につきましては、生活に必要な部分でのリフォームにつきましては補助対象とすることができます。一方で、例えば、キッチンを今使えるけれどももっとおしゃれなものにしたとかそういった付加価値をより加えるものについては対象外にしているんですけども、言われますように浄化槽だったり、例えば壁が剥がれていたり、畳がちょっと傷んでいたりとか。そういう居住スペースの必要な部分の増改築については補助対象とすることができます。

○副委員長（今吉直樹君）

環境衛生課が所管している補助金、浄化槽の取付け替えの補助があると思うんですけど、そちらと併用することで、自己負担がなくなっていくということも可能という認識ですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今の質問に対しましては、補助金の二重補助はできませんので、本人負担分が、例えば、100万円かかって環境衛生のほうから50万円出ました。残りの50万円が自己負担でありましたという場合は50万に対して、その5分の4、さらに上限が20万円です。100万円のうちの50万円の負担分のうちの最大限20万円の補助金というような計算方法で、他の補助金をまず優先してから、自己負担分の精算をしていくというような、積算方法で補助するのが原則だというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

ちょっと確認ですけど、合併浄化槽、新築の場合はでないんですよね。もう、建築基準法上で設置が義務づけられてるということがあるので。いわゆる中古住宅を購入して、そして単独浄化槽、あるいはくみ取り式のトイレから合併浄化槽に変えるということになると、環境衛生課のほうの補助金の対象に当然なるわけですけど、確認したいのは今言った環境衛生課のほうで補助対象となる物件を受けて、さらにこの移住定住の補助金を受けた件数というのが、実際に何件ぐらいあるんですか。できるんだという見解なんですけどそれがされてるかどうかという確認です。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今のところそのような例として確認はとっておりませんが、今おっしゃるとおり浄化槽に限らず、新エネルギーの関係の補助金であったりとか、いろんな補助制度がありますので、あくまでもここで言うのは、他の制度とどうということではなくて、自己負担が生じた部分で、生活環境の中で必要なものの対象物件に対して、補助をするということですので、可能性として、二重補助をもらうようなことはしないようにすることがまず前提であるというふうに考えております。ですから、あくまでも自己負担が発生した場合、国の補助金であったり、県の補助金であったり、市の補助金であったり、補助金を受けた上で、かつ、自己負担がまだ生じているようであれば、そのうちの5分の4で上限の20万円までは補助金申請ができますよということでもありますので、二重補助にはならないようにするのが制度的な基本的な考え方だというふうに思っております。

○委員長（宮田竜二君）

しばらくは休憩します。

「休憩 午後 1時36分」

「再開 午後 1時39分」

それでは再開します。ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第10号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午後 1時41分」

△ 自由討議、議案処理

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第4号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第4号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第4号については、議案と、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第10号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第10号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第12号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、自由討議に入ります。御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第12号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第12号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第13号、議決事項の一部変更について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

この議決事項の関係でありますけれど、今回26億9,730万円の減額になったというのは、一つは従来の九州電力の空き容量を利用した売電の分を活用してもらおうという方式ではなくて、ノンファーム型接続方式というのに、この方式を変更したというのが今回、減額、計上することができた大きな理由だということで、説明がされているんですけど、一つは九州電力そのものも、この空き容量を利用した従来の方式ではなくて、このノンファーム型接続方式ということを採用するというのは、初めての経験で実績がないということであるということが、執行部から報告がされたところでもありますけれど、不確定要素がある中でも、こういう方式に移行するということは確定をしたということで今回減額ということなんですが、やはり不確定要素がある中での、今回、実施に踏み込むということでもありますので、十分その情報を常に得るような、そういう体制が非常に重要になってくるのではないのかなということ、ぜひ委員長の報告の中にも付け加えていただければと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第13号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第15号、伊佐北始良環境管理組合規程や規約の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

今回議案第15号で規約の改正が出されたわけですが、この新旧対照表と言われるものが、当日に、配布されたということで事前に確認ができなかったというところもありましたので、必要なものについては、事前に配布をしていただきたいということをお伝えしていただきたいと思えます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第15号について討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、議案第15号、伊佐北始良環境管理組合規約の一部改正の議案でありますけれども、霧島市が、伊佐北始良環境管理組合から脱退することに伴って、組合の名称を伊佐北始良環境管理組合から伊佐湧水環境管理組合に改めることなどを主な理由として、今回、上程をされているわけですが、委員会の議論の中でもさせていただきましたが、未来館から離脱することによって、令和5年度から令和16年度までの12年間で、10億1,900万円の経費削減効果があるという試算が、特別委員会で示された経過があるんですね。その試算から離脱を決定しているわけですが、本日の委員会の議論の中では、その削減効果への明確な答弁がなされなかった点は非常に大きな問題として指摘しなければならないと思います。そもそも、この未来館から敷根清掃センターへの搬出先の変更というのは、横川、牧園の市民側からの声があつて、それを受けて、実施をされてきたものではないということはこれまでの議論の中で明らかになってきているところです。また同時に、合併協定書でも伊佐北始良環境管理組合から離脱をせずに継続して未来館において、横川牧園地区のごみ処理をすることが確認された上で、霧島市は合併をしているわけです。合意事項にも反しておりまして、行政側の都合で離脱が決定をされております。私ども市議団は、その問題点を指摘して、これまでまいりましたけれども、そういう経過の中で、今回提出をされているということを指摘して、反対の表明をして討論としたいと思えます。

○委員長（宮田竜二君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に委員会に付託された議案5件の審査を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員長報告に付け加える点について、先ほど、自由討議のところでも御意見ありましたが、

それ以外にある場合は、議案番号等とその内容を御発言ください。

○委員（松枝正浩君）

議案第12号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてということで質疑でも申し上げたんですけれども、他市の状況を見てみると、ホームページ等に公表がされていると。これは、市民に周知すべきものであると思いますので答弁によりまして、前向きな答弁いただいたところでありまして、けれども、確実にこの点について公表に向けて動いていただきたいということをお伝えしていただきたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案5件については、3月30日の本会議で表決となりますので、その日に委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（宮田竜二君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。先日の打合せでは、ごみステーションにおけるごみ回収の状況についてを調査案件とする御意見がありましたが、そのほかに、具体的な調査項目等の御意見はありませんでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時50分」

「再開 午後 2時00分」

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、ごみステーションにおけるごみ回収の状況について及び総務環境常任委員会の所管事項についてとすることによってよろしいでしょうか。

△ その他

○委員長（宮田竜二君）

続きまして、次に、委員会全般に係るその他として、令和5年度の行政視察について、御希望を一覧にしております。視察先はどのように、取り計らいましょうか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時02分」

「再開 午後 2時10分」

それでは再開いたします。以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 2時15分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二